

重要事項説明書

指定居宅介護支援事業者
介護支援センター ひまわり園

あなたに、居宅介護支援サービスを提供するに際し、当事業者として、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第4条の規定に基づき、サービス等の内容及び手続きの説明及び同意に関する重要事項を次のとおり説明します。

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 中江報徳園
事業者所在地	鹿児島市犬迫町5407番地2
代表者名	理事長 長友 医継
電話番号	099-238-2140

(2) 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

事業者名	介護支援センター ひまわり園
介護保険指定番号	4670100033
指定年月日	平成11年 8月 4日
事業所所在地	鹿児島市伊敷5-4-17
管理者	稲富 淳
電話番号	099-295-0795
FAX番号	099-295-0838
サービス提供地域	鹿児島市一円（旧吉田町、旧喜入町、旧桜島町および旧東桜島町を除く。）並びに日置市伊集院町

(3) 事業所の従事者体制

	業務の内容	常 勤	非常勤	合 計
管理者	事業所の管理・運営全般	1名	一名	1名
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	4名以上	一名	4名以上

(4) 窓口開設時間

営業日	月曜日から土曜日まで （ただし、祝日及び12月31日～1月3日までを除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
営業時間外の対応	転送電話に切り替わり、当事業所介護支援専門員が対応し、担当介護支援専門員が引き継ぎます。 ※原則、24時間対応可能

3. サービスの内容について

- (1) 利用者の居宅を訪問し、解決すべき課題の把握（アセスメント）
- (2) 主治医、居宅サービス事業者、入退院先の医療機関との連絡・調整
入院・退院時に連携を図ります。入院先医療機関に担当ケアマネジャーの氏名・事業所名を伝えて下さい。
- (3) サービス事業所の選択と居宅サービス計画の作成
ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所は、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。
- (4) 総合的にサービスが提供されるようにサービス担当者会議の開催
- (5) 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問。利用者とは面接し、サービス実施状況把握・評価
- (6) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録
- (7) 実績確認及び給付管理

- (8) 要介護認定の更新申請及び、状態変化に伴う区分変更申請の援助
- (9) 相談に対して親切・丁寧、且つ迅速な対応
- (10) 新たに他サービスを位置付ける場合のサービス担当者会議開催

※当事業所は特定事業所（Ⅱ）となります。

利用者情報ほかの伝達等の為の定期的な会議を開催し介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施します。また地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供します。

4. 利用料金について

(1) 基本料金

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

居宅介護支援費（Ⅰ）			基本単位
居宅介護支援費（ⅰ）	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が40人未満の場合	要介護1・2	1076単位
		要介護3・4・5	1398単位
居宅介護支援費（ⅱ）	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が40人以上に置いて、40以上60未満の部分	要介護1・2	529単位
		要介護3・4・5	698単位
居宅介護支援費（ⅲ）	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が40人以上の場合において、60人以上の部分	要介護1・2	323単位
		要介護3・4・5	418単位

(2) その他の費用

- ① 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道おおむね20Km未満 500円
 - ② 通常の事業の実施区域を超えた地点から、片道おおむね20Km以上 1,000円
- 1か月当たりの利用料金 円

5. 加算料金について

(1単位：10円)

	加算	加算単位	内容・回数等
要介護度による区分なし	初回加算	300単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	200単位	入院の日から3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入院時情報連携加算Ⅱ	100単位	入院の日から4日以上7日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
	退院・退所加算(Ⅰ) 1	450単位	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (Ⅰ) 1 連携1回 (Ⅰ) 2 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ) 1 連携2回以上 (Ⅱ) 2 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	退院・退所加算(Ⅰ) 2	600単位	
	退院・退所加算(Ⅱ) 1	600単位	
	退院・退所加算(Ⅱ) 2	750単位	
	退院・退所加算(Ⅲ)	900単位	
	特定事業所加算(Ⅰ)	505単位	中重度や支援困難ケースへの積極的な対応や専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質を向上に資することを目的とするもの。
特定事業所加算(Ⅱ)	407単位		
特定事業所加算(Ⅲ)	309単位		
特定事業所加算(A)	100単位		

特定事業所医療介護連携加算	125単位	ターミナルケアマネジメント加算を年度の前々年度の3月～前年度の2月までの間に5回以上の場合に要件を満たす。
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
通院時情報連携加算	50単位	病院受診に同行し、医師等に必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供の連携を図り記録を残した場合

6. 利用料及びその他の費用の請求及び支払い方法について

利用料及びその他の費用の請求方法等	利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日以降に利用者宛てにお届け（郵送）します。
利用料及びその他の費用の支払い方法等	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延した場合は、全額の支払いがあるまで利用をお断りする事があります。

7. 当事業所のケアプランで位置づけた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりとなります。

8. 介護支援専門員の交替について

当事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。ご契約者に対してサービス上の不利益が生じない様に配慮します。

ご契約者から介護支援専門員の交替を申し出できます。交替を希望する理由を明らかにして申し出て下さい。

9. 情報通信機器の活用について

利用者に関する情報提供又はサービス提供に当たっての留意事項に関わる伝達事項等を目的とした会議は、テレビ電話装置等を活用する場合があります。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

10. サービス提供の記録について

居宅介護支援サービスを提供するに際し、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。

利用者は、事業者に対して保存されているサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1.1. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

1.2. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1.3. 非常災害対策について

天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。なお、具体的な非常災害時などの対策については、立地環境を考慮の上、作成した行動手順（社会福祉法人中江報徳園の防災管理要綱（火災・地震・風水害等））を適用するものとし、被害状況を把握の上、法人関係職員全体で対処するものとします。

非常災害に備え、年2回定期的に避難訓練を行います。また地域との連携を密にするため地域住民との共同訓練への参加も求めるように努めます。

1.4. 虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 （責任者の職・氏名 管理者 稲富 淳）

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。

(5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.5. 守秘義務に関する対策について

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

1.6. 身分証携行について

介護支援専門員は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1.7. 苦情相談窓口について

(1)

事業所苦情相談窓口	苦情・相談受付担当者	管理者；稲富 淳
	ご利用時間	午前8時30分から午後5時30分 (土日、祝日、年末・年始を除く。)
	電話番号	099-295-0795

(2)

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部介護保険課	受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで (土日、祝日、年末・年始を除く。)
	住所	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1
	電話番号	099-216-1280

鹿児島県福祉サービス運営適正化委員会 (県社会福祉協議会)	受付時間	午前9時00分から午後4時00分まで (土日、祝日、年末・年始を除く。)
	住所	〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7県社会福祉センター内
	電話番号	099-286-2200
	FAX番号	099-257-5707
鹿児島県国民健康保険団体連合会介護相談室	受付時間	午前8時30分から午後5時00分まで (土日、祝日、年末・年始を除く。)
	住所	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-6鴨池南国ビル内
	電話番号	099-213-5122
	FAX番号	099-213-0817

(3) 苦情処理第三者委員

公平中立な立場で、苦情を受け付け、相談にのっていただける外部委員を委嘱し、事業所内に掲示しています。

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付すると共に契約書に基づきその内容を説明し、契約を締結しました。

(説明者) 介護支援センター職員 (職名 介護支援専門員 氏名)

私は、本書面及び契約書により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け、同意し受理しました。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____

(代筆) _____ (続柄)

(利用者代理人 (選任した場合)) 住 所 _____

氏 名 _____ (続柄)

(立会人) 氏 名 _____ (続柄)

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	21.9%
通所介護	49.65%
地域密着型通所介護	9.6%
福祉用具貸与	71.8%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーションひまわり園	58.33%
	げんき介護 鹿児島	16.67%
	ほのぼの介護・玉里	7.14%
通所介護	デイサービスセンターひまわり園	52.37%
	デイサロンプース草牟田	9.84%
	デイサービスセンターあいせ	7.91%
地域密着型通所介護	デイサービス ウェルカム	32.73%
	デイサロンプース谷山	10.91%
	スプラウトデイサービス達者の家	10.00%
福祉用具貸与	有限会社 グランケア	21.39%
	有限会社 ケアサポート鹿児島	16.28%
	有限会社 南州メデイカル鹿児島	14.70%

※前6か月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、直近の①もしくは②の期間のものとする。

- ① 前期（3月1日から8月末日）
- ② 後期（9月1日から2月末日）

